

旭一旭川地方卸売市場における売買取引の方法

品目	売買取引の方法
青果・農産物	せり ※
水産物	相対
その他加工品	相対

※ 開設者が不相当と認めたときは相対取引によることができる。

旭一旭川地方卸売市場における支払期日・支払方法その他の決済方法

売買取引	支払期日	支払方法
出荷者と卸売業者との取引	卸売業者は、卸売をした日の翌日までに売買仕切金を送付する。 但し、当事者間で別途、売買契約書を締結したときは本契約が優先する。	送金または現金
卸売業者と仲卸人、買受人との取引	5日毎締、翌日払いとする。 但し、当事者間で売買契約書を締結したときは、本契約が優先する。	口座振込、現金、小切手

上記以外の取引は、当事者間の契約による。